

令和3年第2回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 2月25日

閉 会 2月25日

令和3年第2回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	令和3年2月18日					
招集年月日	令和3年2月25日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時 及び宣言	(開会) 令和3年2月25日 午後1時30分					
	(閉会) 令和3年2月25日 午後1時45分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名 出席委員 9名 欠席委員 0名 ○ 出席 × 欠席 遅早 遅刻早退	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	久末善輝	○			
	2	菊池和雄	○			
	3	森光行	○			
	4	山口公仁	○			
	5	京谷作右衛門	○			
	6	森宏樹	○			
	7	丸山由美子	○			
	8	山下敏雄	○			
	9	鈴木敏秋	○			
議事録署名委員	三番 森光行			七番 丸山由美子		
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職員 の氏名	主幹 菊地真悟			主査 久末弘二		
	主事 草間健太					

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	報告第 2 号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について
第 5	議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
第 6	議案第 2 号 農用地利用集積計画案の作成について

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

皆さん、今日はお集まりいただき、ご苦労さまです。
ただいまから、令和3年第2回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。
議事録署名委員には、3番 森光行委員、7番 丸山委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 報告第2号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

議 長

日程第4、報告第2号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第2号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

本件については、別添のとおり、2月1日付けで報告がありましたので、内容について審査したところ、反収が40.9kgであったことから、地域の平均的な反収の38.1kgに対して約107%となっており、一時転用の要件を満たしております。以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、本件を終了いたします。

◎ 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 長

日程第5、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

番号1、場所は字豊田〇〇〇番〇 外2筆で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

番号2、場所は字豊田〇〇〇番〇で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

番号3、場所は字中須田〇〇〇番〇 外2筆で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

番号4、場所は字中須田〇〇〇番 外3筆で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

番号5、場所は字中須田〇〇〇番〇 外6筆で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

番号6、場所は字中須田〇〇〇番 外1筆で、記載のとおり農地法第18条の規定に基づく合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
以上です。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第6、議案第2号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第2号を朗読する。）

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず番号1から番号8の内容について、事務局職員より説明させます。それでは、説明を求めます。

事務局

番号1、場所は字中須田〇〇〇番〇外2筆、地目は現況・公簿とも田及び畑で、面積合計は989㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による使用貸借権の設定となっています。期間は5年間です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号2、場所は字中須田〇〇〇〇番外4筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は24,093㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇さんで更新による貸借権の設定となっています。期間は3年間です。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号3、場所は字豊田〇〇〇番〇、地目は現況・公簿とも畑で、面積は1,397㎡です。

譲渡人は字中須田の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号4、場所は字豊田〇〇〇番〇外2筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は6,341㎡です。

譲渡人は字中須田の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇さんで売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号5、場所は字中須田〇〇〇番〇外1筆、地目は現況が田、公簿が田及び畑で、面積合計は6,424㎡です。

譲渡人は字中須田の〇〇〇〇さん、譲受人は字中須田の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字中須田〇〇〇番〇外8筆、地目は現況が田及び畑、公簿が田及び雑種地で、面積合計は17,659㎡です。

譲渡人は字大留の〇〇〇〇さん、譲受人は字中須田の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号7、場所は字中須田〇〇〇番〇外15筆、地目は現況が田、公簿が田、畑及び原野で、面積合計は43,151㎡です。

譲渡人は字中須田の〇〇〇〇さん、譲受人は字中須田の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号8、場所は字中須田〇〇〇番外3筆、地目は現況・公簿ともに田及び畑で、面積

議 長

続きまして、番号11から番号13の内容について、事務局職員より説明させます。
本件については、8番 山下委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、山下委員の発言を禁じます。それでは説明を求めます。

事務局

番号11、場所は字豊田〇〇〇番、地目は現況・公簿ともに畑で、面積は562㎡です。

譲渡人は字新村の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号12、場所は字豊田〇〇〇番、地目は現況・公簿ともに畑で、面積は537㎡です。

譲渡人は字豊田の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。

番号13、場所は字豊田〇〇〇番、地目は現況・公簿ともに畑で、面積は530㎡です。

譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で売買による所有権の移転となっています。

以下、双方の関係事項については記載のとおりです。以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号11から番号13については、原案どおり可決いたします。それでは、山下委員の発言を許します。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第2回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時45分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議 長 鈴木敏秋

署名委員 森 光行

署名委員 丸山由美子